

各 位

岡山市長 大 森 雅 夫

交通安全対策協議について（お願い）

この協議は、市内で行われる規模の大きい建築または開発工事に対して、それらの工事期間中の地域住民（特に、子供及び高齢者）の交通安全を確保するため、事前に地元関係者と話し合いをしていただくものです。

建築主または開発者及び施工者は工事の着工前までに地元関係者に建築または開発の計画を説明し、工事期間中の交通安全対策についての協議（5者協議）を行ってください。（※署名の場合は押印不要。記名の場合（お名前を印字する場合）は押印要）

協議が整いましたら、工事の着工前までに交通安全対策協議書の写し及び添付書類を岡山市生活安全課まで提出してください。また、地元関係者には協議書の原本又は写し及び添付書類をお渡しください。

この協議の対象面積及び地元関係者は、下記のとおりです。

記

1 対象面積

建築延べ面積	500㎡ 以上
開発面積	2,000㎡ 以上

ただし、建築または開発場所が、通学路の付近などで協議が必要と判断した場合は、この限りではありません。

2 地元関係者

建築または開発場所の学区の交通安全対策協議会の会長、同交通安全母の会の会長及びその地域の町内会の会長の3者

〔問い合わせ先〕

岡山市生活安全課 交通安全防犯室

電話（086）803-1106（直通）